

# 田村市バスツアー旅行商品造成報奨金交付事業実施要項

令和 2 年 10 月

産業部観光交流課

## 1 目的

団体旅行は以前に比べ減少しているとはいえ、格安料金ツアーや修学旅行、中高年者利用など、ある一定の需要がある。首都圏からダイヤモンドルート（茨城・栃木・福島方面）への旅行を宣伝していることもあり、大谷資料館・日光（栃木）やひたち海浜公園・袋田の滝（茨城）、会津方面観光地への旅行に対するバス利用が少なからず存在する。

この状況を鑑み、本市経由バスツアー旅行商品を造成した旅行業者に対し、報奨金を交付することにより、ダイヤモンドルート上のいち経由地として「あぶくま洞」など本市観光地に立ち寄ってもらい、地域経済の活性化に繋げることを目的とする。

## 2 交付対象者

旅行業法（昭和 27 年法律第 239 条）第 3 条の規定に基づく登録を受けている者かつ日本国内の事業者とする。

また、自己又は自社の役員等及び旅行参加者の全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。））及び警察白書に記す準構成員でない者とする。

## 3 対象事業

対象となる事業は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 旅行の出発地は田村市外からとし、往復とも貸切バスを利用すること。
- (2) 旅行の参加人数は、1 行程につき 10 人以上（旅行業者、乗務員及び添乗員を除く。）であること。
- (3) 市内の飲食施設等で 1 回以上の食事利用を行うこと。（市内宿泊の場合、宿泊施設での食事は含めない。）
- (4) 市内の特産品等の販売施設（農産物直売所又は商店等）1 か所以上に立ち寄ること。（市内宿泊の場合、宿泊施設での売店等は含めない。）
- (5) 市内の観光施設を 1 か所以上見学すること。（ただし、立ち寄る(3)(4)は含めない。）
- (6) 特定の政治及び宗教活動を目的とした旅行でないこと。
- (7) 旅行参加者に所定のアンケートを回答させ、集計結果を提出すること。

※修学旅行など旅行の種類による適用除外は行わない。

※本事業は報奨金との整理から、他方で補助金等の助成を受けている場合でも交付する。

#### 4 報奨金の額

報奨金の額は、次のとおりとする。ただし、予算に到達次第終了するものとする。

(1) 日帰り

バス1台につき 10名以上の場合： 22,000円

15名以上の場合： 35,000円

20名以上の場合： 50,000円

(2) 宿泊(田村市内の宿泊施設1泊に限る。田村市以外に宿泊した場合は日帰り欄を適用する。)

バス1台につき 10名以上の場合： 45,000円

15名以上の場合： 70,000円

20名以上の場合：100,000円

(3) 報奨金の上限額は、(1)(2)を合わせ、1ツアーにつき500,000円を限度とする。

#### 5 対象事業の期間

令和2年11月1日から令和3年1月31日までに実施される旅行商品とし、募集にあたり要領を定め、公表する。

#### 6 交付申請

報奨金の交付申請を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、旅行催行日の14日前(11月1日から15日までの催行分については、旅行催行日の前日)までに報奨金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 旅行行程の確認書類(食事場所、宿泊施設、特産品等販売施設、観光施設、商品販売価格等を明記した企画書等)

(2) その他、市長が必要と認める書類

#### 7 交付決定

(1) 市長は、報奨金交付申請書の提出があった場合には、速やかにその内容を審査し、報奨金の交付の可否を決定したときは、報奨金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(2) 市長は、報奨金の交付決定をした場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

## 8 変更等の承認

- (1) 報奨金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定に係る事業内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、旅行催行日の前日までに、その内容等を記載した報奨金内容変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により市長の承認を得なければならない。
- (2) 軽微な変更とは、交付決定額に変更を伴わない人数の変更及び観光施設等立ち寄り場所の変更とする。
- (3) 市長は、報奨金内容変更（中止・廃止）承認申請書の提出があった場合には、報奨金内容変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

## 9 実績報告

- (1) 交付決定者は、報奨金交付事業が完了したときは、完了日から起算して2週間以内に報奨金交付事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - ① 観光施設等立ち寄り証明書（様式第6号）又は領収書写し等（旅行の各行程の参加人数や旅行催行日等の確認が出来る書類）
  - ② 宿泊を伴う場合、宿泊施設の宿泊利用証明書（様式第7号）又は領収書写し（宿泊日や人数が明記されているものに限る。）
  - ③ アンケートの集計結果
- (2) 確認書類や宿泊証明書等は旅行者、乗務員及び添乗員との区別が分かるようにしなければならない。

## 10 額の確定

市長は、実績報告があった場合には、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、交付すべき報奨金の額を確定し、報奨金交付額確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

ただし、交付決定額と確定額が同額の場合は、確定通知を省略するものとする。

## 11 交付請求

報奨金の額の確定を受けた交付決定者（以下「交付確定者という。」）は、報奨金の交付を受けようとするときは、報奨金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

## 12 交付の取消及び返還

- (1) 市長は、報奨金の交付決定後又は確定後において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取消することができる。
  - ① 交付決定の内容に違反したとき。
  - ② 法令又はこれらに基づく市長の命令に違反したとき。
  - ③ 申請及び報告内容の偽りその他不正な手段により報奨金の交付を受けたとき。
- (2) 市長は、交付決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、交付取消（変更）通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。
- (3) 市長は、交付決定を取消した場合において、既に報奨金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

## 13 調査及び書類の保管

- (1) 市長は、この要項の適正な運用を図るため、必要と認める時は指定事業者に対して必要な書類の提出を求め、実情を調査することができる。
- (2) 指定事業者は、当該報奨金に係る証拠書類を事業の完了した属する年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

## 14 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。